

真野・新瀬田浄水場更新改良及び
水道施設運転維持管理事業

優先交渉権者選定基準

令和4年10月14日

大津市企業局

目 次

第 1	優先交渉権者選定基準の位置付け.....	2
第 2	優先交渉権者の選定方法.....	2
1	選定方法の概要.....	2
2	選定体制.....	2
第 3	審査の手順.....	3
第 4	参加資格審査.....	4
第 5	技術対話.....	4
第 6	事業提案審査.....	4
1	技術点（全体方針及び事業実施）の審査.....	4
2	価格点の審査.....	5
3	優先交渉権者等の選定.....	5
第 7	審査結果等の公表.....	6
別表 1	評価項目、評価の視点、配点及び対象様式（450 点満点）.....	7

第1 優先交渉権者選定基準の位置付け

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業（以下「本事業」という。）優先交渉権者選定基準（以下「本基準」という。）は、大津市（以下「本市」という。）が、本事業を実施する民間事業者を競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式）により、優先交渉権者として選定するための方法、評価基準等を示したものであり、募集要項等と一体のものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、募集要項等に定めるところによる。

第2 優先交渉権者の選定方法

1 選定方法の概要

本事業は、本市水道事業において、3浄水場体制への再編に向けた浄水場更新事業であるとともに運転維持管理を含め、今後の強靱で持続可能な水道システムの構築にとって極めて重要な事業である。そのため、設計、建設、運転維持管理等の業務が円滑かつ確実に進む必要がある。

従って、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があることから、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインに示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定にあたっての基本的な考え方を踏まえ、競争性のある随意契約である公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

優先交渉権者の選定は、参加資格要件の充足について審査を行う「参加資格審査」と、技術対話を踏まえて提出された本事業に関する具体的な提案内容等を審査し、優先交渉権者を選定する「事業提案審査」の二段階に分けて実施する。なお、その後、本市と優先交渉権者は募集要項等に基づき事業契約の締結に向けた手続きを行い、優先交渉権者は契約締結により、本事業の事業者として確定する。

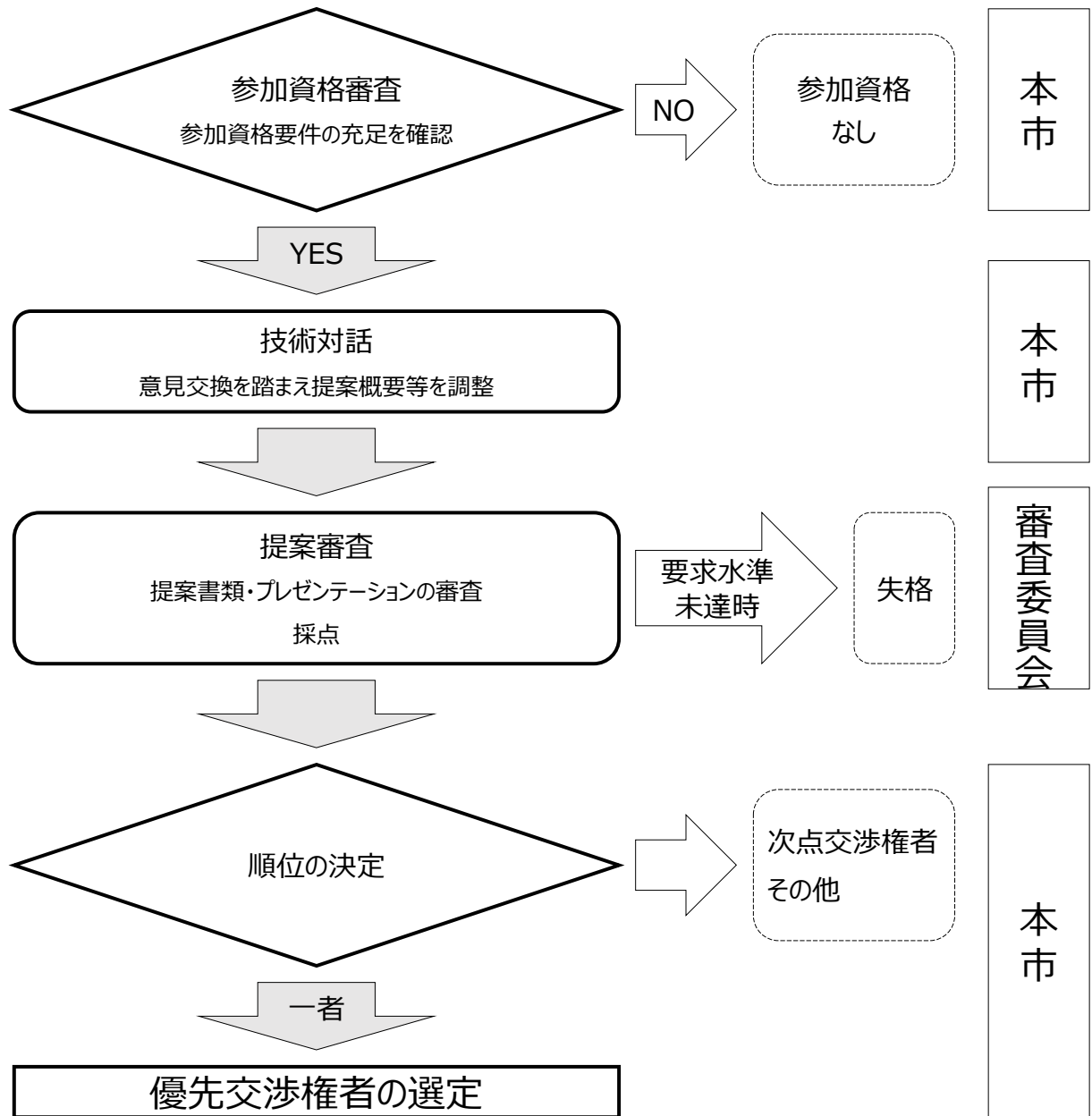
2 選定体制

本市は、優先交渉権者を選定するにあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、条例により、学識経験者を含む、大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置した。

本市は、審査委員会における評価を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

第3 審査の手順

審査の手順は以下のとおりである。



第4 参加資格審査

参加資格審査では、応募者から提出される参加資格審査に関する提出書類を基に、募集要項等に示す参加資格要件を充足しているかどうかについて、審査を行う。審査は本市が実施するものとし、参加資格要件を充足していない場合は失格とする。

なお、参加資格審査における確認内容は表1のとおりとする。

表1 参加資格審査における確認内容

確認事項	確認内容	提出書類
応募者の構成等	「募集要項 第3 2 (1) 応募者の構成等」の各項目	【様式2-1】参加表明書 【様式2-2】代表企業、コンソーシアム構成員、担当企業役割分担表
応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業に共通の資格要件	「募集要項 第3 2 (2) 応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業に共通の資格要件」の各項目	【様式2-3】委任状（応募企業の場合は不要）
応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業の各業務を実施する者の資格要件	「募集要項 第3 2 (3) 応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業の各業務を実施する者の資格要件」の各項目	【様式2-4】参加資格確認申請書 【様式2-5】設計業務実績 【様式2-6】建設業務実績 【様式2-7】維持管理業務実績

※提出書類の様式については、真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 提案書類記載要領・様式集において示す。

※参加資格要件の確認基準日は参加表明書、参加資格確認申請書の提出日とする。

なお、優先交渉権者選定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

第5 技術対話

技術対話では、参加資格審査を通過した応募者に対し、提案概要の確認を目的とした対話を行う。技術対話の詳細は、参加資格審査を通過した者に連絡する。

第6 事業提案審査

評価項目の配点は、別表1「評価項目、評価の視点、配点及び対象様式」に記載のとおりである。

1 技術点（全体方針及び事業実施）の審査

審査委員会における審査では、提案書を審査するとともに、審査委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を行うものとする。なお、提案書の審査に先立って、要求水準等を達成しているかどうかについて、本市が、提案書の内容確認を行うことがある。提案書は、真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 提案書類記載要領に示す「第1 3 提案書に関する提出書類」に基づき作成する。なお、「第1 3 4 提案書 添付書類」については、提案書を構成するものであるが、単独での評価対象となるものではない点に留意すること。

提案内容の評価については、審査委員会の各委員が別表1に掲げる評価項目に対応する様式ごとに評価の視点を踏まえ、提案内容について表2に基づき評価、採点を行った上で、各委員の得点の平均値を提案項目の得点とする。

なお、得点の算定は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表2 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が非常に優れており、その効果が大きい期待できる	配点×1.0
B	提案内容が優れており、その効果が期待できる	配点×0.8
C	提案内容が要求水準等を満たしており、その効果が期待できる	配点×0.6
D	提案内容が要求水準等を満たしており、その効果がある程度期待できる	配点×0.4
E	提案内容が要求水準等を満たしている程度	配点×0.2
F	要求水準等未達	失格

各提案項目においては、事業期間中においてその実施の要否につき客観的かつ一義的に判断できるようにするという目的から、その実施を保証するか否かにつき明確な表現をもって記載すること（例えば、文脈上別異に解すべき場合を除き、「実施する」「行う」等の表現については実施を保証する表現と判断し、「目指す」「検討する」等の表現については実施を保証する表現とは判断しない）。また、一定の条件を満たす場合にのみ実施することを予定するものである場合は、その旨を明記すること。

なお、特段の条件なく実施する施策は、一定の条件を満たす場合にのみ実施することを予定する施策及び実施を保証しない施策よりも高く評価されることに留意すること。

2 価格点の審査

価格評価点は、次の方法により得点化する。

価格評価点＝（最も低い提案価格÷各応募者の提案価格）×150

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

3 優先交渉権者等の選定

本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、上位2者をそれぞれ優先交渉権者、次点交渉権者として選定する。

第7 審査結果等の公表

審査結果等については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要等（優先交渉権者及び次点交渉権者の名称等）については本市のホームページにおいて公表する。

別表1 評価項目、評価の視点、配点及び対象様式（450点満点）

項目	具体的な項目	評価の視点	配点	対象様式
1. 技術評価点			300	
1-1 事業計画（事業全体）に関する事項			75	
1-1-1 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ■本提案のコンセプト（本事業実施の確実性、全体事業スケジュール等） 	<ul style="list-style-type: none"> ■本市水道事業及び本事業の目的等の理解、特殊性への留意等 ■基本的な取組方針（本事業の安定性・安全性確保、スケジュールの実現性・工夫点・工期短縮への取組み等を含む） 	10	様式 3-1-1 様式 3-1-2
1-1-2 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ■本事業の実施体制 	<ul style="list-style-type: none"> ■応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業の出資構成、役割分担、意思決定方法等 ■応募企業等の同種・類似事業の実績 ■本事業及び各業務の実施体制（SPCの組織体制、人員構成等）の明確性、適切性、契約 ■各業務に従事する責任者、監理技術者等の資格及び実績 	10	様式 3-1-3
1-1-3 セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ■本事業全体に関するセルフモニタリング ■更新改良業務に関するセルフモニタリング ■運転維持管理業務に関するセルフモニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ■セルフモニタリング実施方法等（現状把握及び業務改善の仕組み、本市が実施するモニタリングとの整合性等） ■業務指標の設定、管理目標値などを活用した定量的なモニタリングとなっているか 	10	様式 3-1-4
1-1-4 リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ■本事業全体のリスク管理 	<ul style="list-style-type: none"> ■想定されるリスク、顕在化させない管理策、事象発生時の対応策 ■任意提案業務に係るリスク管理（収支計画等） ■確実な資金調達と妥当な収支計画 	10	様式 3-1-5 様式 3-1-6 様式 3-1-7 様式 3-1-8 様式 3-1-9 様式 3-1-10
1-1-5 カーボンニュートラル実現に向けた取組（SDGsを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ■更新改良期間における二酸化炭素削減を始めとした環境対策 ■運転維持管理期間における二酸化炭素削減を始めとした環境対策 <ul style="list-style-type: none"> ・電気使用の効率化による節電方法エネルギー使用量削減、二酸化炭素排出削減方法を含む ・その他本事業を通じたカーボンニュートラルに資する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ■更新改良期間における環境面に配慮した事項について、提案内容とその具体性。 ■運転維持管理期間における環境面に配慮した事項について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性、実現性】 <ul style="list-style-type: none"> ・「電気使用の効率化による節電方法（エネルギー使用量削減、二酸化炭素排出削減方法を含む）」について、提案内容の具体性。 ・その他本事業を通じたカーボンニュートラルに資する取組 	10	様式 3-1-11 様式 3-1-12

項目	具体的な項目	評価の視点	配点	対象様式
1-1-6 地域への貢献	■地域貢献度	■（特に更新改良での）地元企業の活用について、提案内容とその具体性。 ■（同様に、）地域経済ないし社会への貢献について、提案内容とその具体性。	20	様式 3-1-13
1-1-7 新型コロナウイルス感染症等への対策	■新型コロナウイルス感染症等への対策（体制と対応）	■新型コロナウイルス感染症等への対策（体制と対応）について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性】	5	様式 3-1-14
1-2 更新改良に関する事項			90	
1-2-1 更新改良施設（全体）の設計（配置計画・動線計画・耐震補強・災害対策等）	■各更新改良施設の全体配置、動線等 ■各更新改良施設の耐震補強、災害対策等	■各更新改良施設（真野浄水場、新瀬田浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池）の全体配置、動線等について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性、実現性】 ■各更新改良施設（真野浄水場、新瀬田浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池）の耐震補強、災害対策等について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性】	10	様式 3-2-1
1-2-2 更新改良施設（全体）の施工計画	■各更新改良施設及びそれら全体の施工計画	■各更新改良施設（真野浄水場、新瀬田浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池）及びそれら全体の施工計画（工程表等）について、具体的かつ効果的な提案か。 【適切性、実現性】 ■真野浄水場、新瀬田浄水場、仰木低区配水池及び真野低区配水池の施設の切替手順について、具体的かつ効果的な提案か。	10	様式 3-2-2 様式 3-2-3
1-2-3 更新改良費用の抑制に関する事項	■費用抑制に対する考え方	■仕様内容の費用計画への反映の適切性、提案条件その他費用計画の根拠妥当性。 ■更新改良の費用縮減内容（提案内容の具体性）。	15	様式 3-2-4 様式 3-2-5 様式 3-2-6 様式 3-2-7
1-2-4 浄水施設の事前調査・設計	■浄水処理の確実性（適切な水質維持） ■更新改良期間中の既存浄水施設についての安定的な運転確保 ■薬品を確実に注入する方法（薬品注入設備の安全性） ■真野低区配水池、仰木低区配水池送水方法（真野浄水場送水制御設備）	■原水水質に対する浄水処理方式の確実性（適切な浄水水質維持）について、具体的かつ効果的な提案か。 【適切性】 ■更新改良期間中の既存浄水施設についての安定的な運転確保について、具体的かつ効果的な提案か。 【適切性】 ■薬品を確実に注入する方法（薬品注入設備の安全性等）について、提案内容とその具体性。 ■真野浄水場送水方法について、提案内容とその具体性。	10	様式 3-2-8

項目	具体的な項目	評価の視点	配点	対象様式
1-2-5 排水処理施設の設計	<ul style="list-style-type: none"> ■排水処理施設の方式、施設規模、能力（排水処理方法の確実性等） ■更新改良期間中の既存排水処理施設も含む安定的な運用 ■運転維持管理に配慮した排水処理施設の設計 ■汚泥の有効利用に対する容易性、経済性、安定性 	<ul style="list-style-type: none"> ■排水処理施設の方式、施設規模、能力（排水処理方法の確実性、返送水の安全性確保等）について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性、実現性】 ■更新改良期間中の既存排水処理施設も含む安定的な運用（水理計算、水収支）について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性】 ■運転維持管理に配慮した排水処理施設の設計か。 ■汚泥の有効利用に対する容易性、経済性、安定性について、提案内容とその具体性。 	10	様式 3-2-9
1-2-6 設備全般（の整備に関する事項）	<ul style="list-style-type: none"> ■電気計装、機械設備の性能と操作性 ■監視制御設備の役割明確化及び操作内容 ■設備停止リスクの低減策 	<ul style="list-style-type: none"> ■電気計装、機械設備の性能と操作性について、提案内容とその具体性。 ■監視制御設備の役割明確化及び操作内容について、提案内容とその具体性。 ■設備停止リスクの低減策について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性、実現性】 	10	様式 3-2-10
1-2-7 品質管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ■施設に対する各工事における整備の品質確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■各工事（土木・機械・電気等）における整備の品質確保（品質管理計画、工程管理等）について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性】 	10	様式 3-2-11
1-2-8 運転維持管理に資する更新改良	<ul style="list-style-type: none"> ■運転維持管理に配慮した更新改良 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転維持管理に配慮した更新改良となっているか（提案内容とその具体性）。 	15	様式 3-2-12
1-3 運転維持管理に関する事項			65	
1-3-1 運転維持管理の実施体制・計画	<ul style="list-style-type: none"> ■運転維持管理業務の実施体制、実績、資格者の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ■業務を確実かつ円滑に実施するため体制が提案されているか。【適切性、実現性】 ■責任者や資格者は適切に配置されているか。 ■指揮命令系統は明確で迅速に機能するか。 	5	様式 3-3-1 様式 3-3-2 様式 3-3-3 様式 3-3-4
1-3-2 更新改良施設の運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ■更新改良施設の浄水処理、薬品設備、排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法（浄水施設、薬品注入設備、排水処理施設等の運転管理等） ■保安巡視業務 	<ul style="list-style-type: none"> ■更新改良施設についての水運用計画（取水及び配水）や原水水質の変動を考慮した浄水処理、薬品設備、排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法（浄水施設、薬品注入設備、排水処理施設等の運転管理等）について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性、実現性】 	10	様式 3-3-5

項目	具体的な項目	評価の視点	配点	対象様式
1-3-3 既存施設の運転管理	<p>■既存施設の浄水処理、薬品設備、排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法（浄水施設、薬品注入設備、排水処理施設、加圧施設等の運転管理等）</p> <p>■既存の委託業者からの引継ぎ</p>	<p>■既存施設についての水運用計画（取水及び配水）や原水水質の変動を考慮した浄水処理、薬品設備、排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法（浄水施設、薬品注入設備、排水処理施設、加圧施設等の運転管理等）について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性】</p> <p>■既存の委託事業者からの引継ぎについて、具体的かつ効果的な提案か。【適切性】</p>	5	様式 3-3-6
1-3-4 水質管理	<p>■浄水処理工程管理、法定外検査、水質検査計画、水安全計画作成支援</p> <p>■水質管理計画（浄水水質の安全性・安定性確保）</p>	<p>■浄水処理工程管理（水源から浄水工程の水質管理）、法定外検査、水質検査計画、水安全計画作成支援について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性】</p> <p>■水質管理計画（浄水水質の安全性・安定性確保）について、提案内容の具体性。</p>	10	様式 3-3-7
1-3-5 更新改良施設の保安全管理	<p>■更新改良施設の点検管理と修繕、保安全管理全般</p>	<p>■更新改良対象設備の点検管理と修繕、保安全管理全般について、具体的かつ効果的な提案で長寿命化が見込めるか。【適切性、実現性】</p>	10	様式 3-3-8
1-3-6 既存施設の保安全管理	<p>■既存施設の点検管理と修繕、保安全管理全般</p> <p>■本市との調整、役割分担、協力体制</p>	<p>■既存施設の点検管理と修繕、保安全管理全般について、具体的かつ効果的な提案で長寿命化が見込めるか。【適切性、実現性】</p> <p>■上記における、本市との調整、役割分担、協力体制について、具体的かつ効果的な提案で設備の健全性の保持が見込めるか【適切性、即応性】</p>	5	様式 3-3-9
1-3-7 施設の計画補修・修繕及び施設清掃	<p>■計画補修・修繕及び施設清掃業務実施の方法、作業の留意点等</p>	<p>■更新改良施設の補修修繕の実施方法が効果的効率的か、費用が適切に見込まれているか</p> <p>■既存施設の実施方法および留意点が適切か</p> <p>■施設の清掃方法、頻度、計画が適切か</p>	10	様式 3-3-10 様式 3-3-11 様式 3-3-12
1-3-8 故障等発生時の対応	<p>■（更新改良対象となる設備の）故障等発生時における対応・体制</p>	<p>■故障等発生時における対応・体制について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性】</p>	5	様式 3-3-13

項目	具体的な項目	評価の視点	配点	対象様式
1-3-9 物品調達及び その他技術業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■見学者対応 ■薬品等各種調達管理 ■防犯、外注管理等 	<ul style="list-style-type: none"> ■見学者対応について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性】 ■薬品等の適切な管理、非常時を見越した調達先の選定等について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性、実現性】 ■防犯、外注管理について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性】 	5	様式 3-3-14
1-4 VFMの最大化に関する事項			20	
1-4-1 VFMの最大化に資する提案	<ul style="list-style-type: none"> ■本事業全体での費用抑制のための創意工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ■本事業全体において費用（サービス対価等）を抑制するための創意工夫について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性、実現性】 	20	様式 3-4-1
1-5 水道施設全体に関する事項			30	
1-5-1 BCP（事業継続計画）に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ■災害・事故等の緊急時の対応、本市との連携、応援体制等 	<ul style="list-style-type: none"> ■災害・事故等の緊急時の対応、本市との連携、応援体制等について、具体的かつ効果的な提案か。【適切性、実現性】 	15	様式 3-5-1
1-5-2 本市水道事業に有益な提案（課題対応）	<ul style="list-style-type: none"> ■先進性・独自性・具体性のある提案 	<ul style="list-style-type: none"> ■本市水道事業の課題を踏まえた上で、具体的かつ効果的な提案か。【適切性、実現性】 	15	様式 3-5-2
1-6 技術継承に関する事項			20	
1-6-1 技術継承に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ■本市水道事業における技術継承の仕組み等 	<ul style="list-style-type: none"> ■本市水道事業を支える技術・ノウハウの集約及び継承の仕組みについて、具体的かつ効果的な提案か。【適切性、実現性】 	20	様式 3-6-1
2. 価格評価点			150	
2-1 費用に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ■提案価格 	<ul style="list-style-type: none"> ■提案価格を点数化して評価する。 	150	
3. 総合評価点（1 + 2）			450	